



## 建築工事施工に関するお願ひ

区域内で建築工事を予定される施工主様には地域の構成者のお一人として、施工者様には、「ここに居住される施工主様の代理人」としての立場をご理解いただいた上で、周辺住民の方々と円滑な関係を構築し、工事をお進めいただきますようお願いします。

つきましては施工にあたり最低限お守りいただきたい点を以下の通り取りまとめましたので、ご協力を宜しくお願いします。また、施工者様には協力会社様にも徹底して頂くようにお願い致します。

### 1. 周辺居住者への工事周知の実施

- ①工事概要と連絡先（現場責任者）情報を記載したリーフレット等を作成の上、周辺住民（概ね半径 50m 以内及び接道沿線）に着手前に挨拶の上、説明を実施して下さい。
- ②工事期間中も周辺住民との接点を持ち、円滑なコミュニケーションに努めて下さい。

### 2. 工事時間帯

- ①工事は8：00～18：00を原則として下さい。

### 3. 工事車両の通行について

- ①一般車両通行に支障が発生しないように通路を確実に確保してください。
- ②工事車両の路上駐車については、見通し等一般車両の通行・安全に支障を発生させないよう注意ください。
- ③一時的に交通への障害が発生する場合は交通整理員配置等の安全上の措置を講じてください。
- ④区域内中央メイン道路上での工事車両の待機・駐車・作業は避けて下さい。

### 4. 道路構造物の破損防止について

域内道路は建設後 50 年程度を経過し且つ軽舗装構造である為、舗装、L 型側溝、給水管等極めて破損しやすい状態です。

- ①大型車両（大型ダンプ、生コン車等の重量車両）の通行はできる限り避けてください。
- ②L 型側溝横断部は必ず鉄板等による養生を実施して下さい。
- ③現場近傍の道路現状について着手前に現状調査の上、画像等で記録しておいてください。
- ④万一道路構造物の破損が発生した場合は、遅滞なくその旨管理者（洲本市他）に報告の上、原形復旧して下さい。また自治会にもご一報願います。

### 5. 工事で発生した廃棄物について

- ①建設で発生した廃棄物は法律に基づき適正に処理処分してください。
- ②現場活動で発生する一般廃棄物（家庭ごみに類するもの）についても持ち帰り処分してください。

### 6. 建設公害の発生防止

- ①騒音、振動、粉塵等の発生防止について法律に基づき適正に対策を講じてください。
- ②工事車両（特に生コン車等）の準備、待機、清掃等については工事エリア接道に限定して下さい。  
＊待機中はエンジン停止し、生コン車のエンジンの空ぶかし等は行わないようして下さい。
- ③当地域は季節風が非常に強い為、廃棄物の散乱や養生材等資材の飛散防止処置を厳重に行ってください。
- ④工事車両のタイヤ付着土砂の引きずり、荷台からの土砂落下による道路汚れは速やかに清掃してください。